

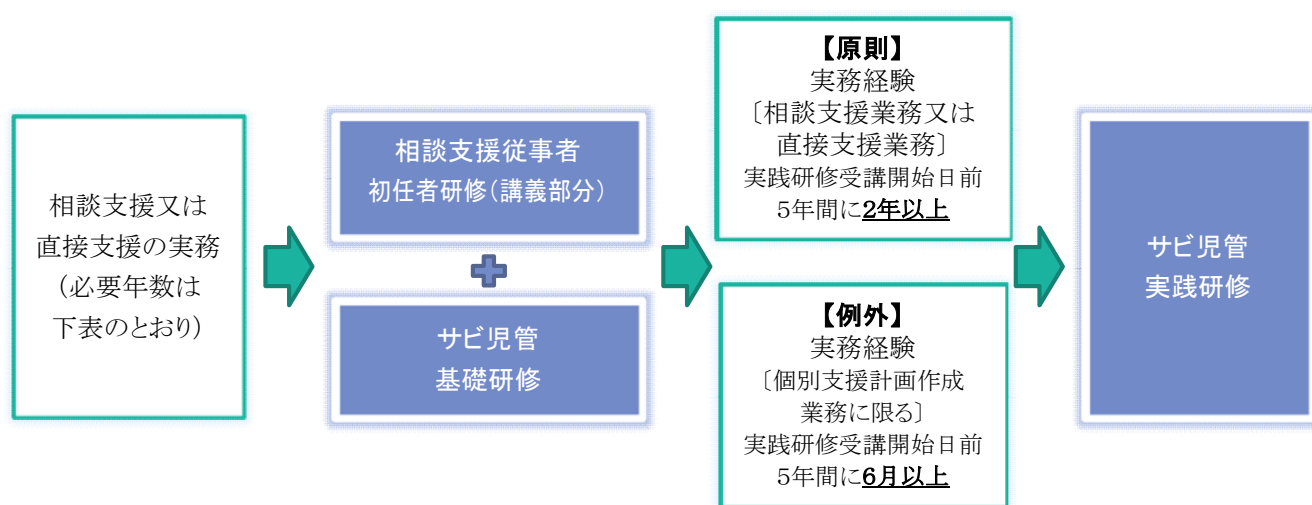
サービス管理責任者の実務要件について

サービス管理責任者となるためには、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)実践研修を修了する必要があります。サビ児管実践研修を修了するまでの流れは次のとおりです。

なお、サビ児管基礎研修修了後、サビ児管実践研修を修了するまでの間は2人目のサービス管理責任者としての配置及び個別支援計画の原案の作成が可能です。

また、サビ児管実践研修を修了した翌年度から起算して5年目の年度末までにサビ児管更新研修を受けていただく必要があります。

※令和3年度末までに基礎研修を修了した者に限り、基礎研修受講に必要な実務年数+2年の実務年数を満たす場合は、基礎研修修了日からサービス管理責任者としてみなし配置が可能です。ただし、基礎研修修了日から3年以内に実践研修修了者となる必要があります。実践研修を受講しなかった場合、基礎研修修了日から3年が経過した日をもってみなしを受けることができなくなります。



■ 必要な実務経験年数

	業務内容	社会福祉主事 任用資格等※3	国家資格等 による業務※4	基礎研修受講 に必要な年数(通算)	実践研修受講 に必要な年数(通算)
1	相談支援業務 ※1	—	—	3年 (勤務日数 540 日) ※1と2の合算可	【原則】 実践研修受講開始日前 5年間に合計2年以上 (勤務日数 360 日) ※基礎研修受講前の 実務年数は合算できない
2	直接支援の業務 ※2	あり	—		
3	直接支援の業務	なし	—	6年 (勤務日数1080日)	
4	相談支援又は 直接支援の業務	—	3年以上従事 【注1】	1年 (勤務日数180日)	【例外】 実践研修受講開始日前 5年間に合計6月以上 【注2】

【注1】国家資格に基づいて行う業務に3年以上従事している必要があるため、研修受講申込にあたっては、当該年数以上の従事が確認できる「実務経験証明書」を提出してください。

【注2】実践研修受講に必要な年数の例外規定(6月以上)の適用については、次の①～③を全て満たす必要があります。

- ①基礎研修受講時に既に「基礎研修受講に必要な年数+2年」以上の実務経験を満たす。
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

※1 相談支援業務

相談支援業務の実務経験に算入できるのは、1の業務内容を2の勤務場所において行った年数です。

1 業務内容

対象	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
業務	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言指導、その他の支援を行う

2 勤務場所

次の表の1から6のいずれかに該当すること(複数の勤務先での勤務年数の通算が可能です。)

1	地域生活支援事業(指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業者所等)を実施する事業所 ※法改定前の障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業での勤務年数も通算可能
2	児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所・福祉事業所・発達障害者支援センター ※法改定前の精神障害者社会復帰施設での勤務年数も通算可能
3	障害者支援施設・障害児入所支援施設・老人福祉施設・精神保健福祉センター・救護施設・更生施設・介護老人保健施設・地域包括支援センター
4	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
5	特別支援学校(学級)
6	病院若しくは診療所(ただし、次のいずれかに該当する者のみ) 1 社会福祉主事任用資格を有する者(※3) 2 介護職員初任者研修(旧訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者(介護福祉士を含む) 3 国家資格等(※4)を有する者 4 上記1～5までに掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者

※2 直接支援の業務

直接支援の業務の実務経験に算入できるのは、1の業務内容を2の勤務場所において行った年数です。

1 業務内容

次の表の1、2のいずれかの業務に該当すること(複数の業務内容での勤務年数の通算が可能です。)

1	対象	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
	業務	①入浴、排せつ、食事、その他の介護を行う ②日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行う ③職業訓練・職業教育を行う
2	対象	介護者
	業務	①介護に関する指導を行う ②訓練等に関する指導を行う

2 勤務場所

次の1から5のいずれかに該当すること(複数の勤務先での勤務年数の通算が可能です。)

1	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床
2	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業
3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
4	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所として助成金の支給を受けた事業所
5	特別支援学校(学級)

※3 社会福祉主事任用資格等

1	社会福祉主事任用資格者
	参考ページ:厚生労働省「社会福祉主事任用資格の取得方法」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushil/shakai-kaigo-fukushi9.html
2	介護職員初任者研修(旧訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者(介護福祉士を含む)
3	保育士
4	児童指導員任用資格者
	次のいずれかに該当する者 ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ② 社会福祉士、精神保健福祉士 ③ 大学の学部又は大学院で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(海外の大学でもよい) ④ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤ 2年以上児童福祉事業に従事した者(高卒者以上) ⑥ 3年以上児童福祉事業に従事した者(その他)
5	旧法の精神障害者社会復帰指導員任用資格者

社会福祉主事任用資格等を有するには、次の表の1～5のいずれかを満たす必要があります。また、実務経験年数には社会福祉主事任用資格等を有する前の従事期間も合算することが可能です。

※4 国家資格等

「国家資格等を有する」という条件に該当するには、次の表のいずれかの資格を有する必要があります。また、国家資格等による業務に3年以上従事するとは、その資格に基づいて行う業務に3年以上従事している必要があります。(例:医師免許を持つものが医師として3年以上従事する等)

【研修受講申込にあたっては、3年以上の従事が確認できる「実務経験証明書」を提出してください。】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師

国家資格による業務に従事する期間と、相談支援又は直接支援の実務を行う期間は重複しても構いません。(例:指定医療型障害児入所施設に看護師として従事する場合)

図説

